

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】	会計課				
○ 特定歳入等及び特定収納事務 【告示】	〃				
○ 落札者等の決定 【公告】	県民生活課				
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧	経営支援課				
○ 令和八年度職業訓練指導員試験の実施	労働雇用政策課				
○ 土地改良区役員の退任及び就任届	耕地課				
○ 〃	〃				
○ 土地改良区の定款変更の認可	〃				
○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧	〃				
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課				
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	〃				
【公安委員会】					
○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	交通規制課				

◎岡山県規則第五十号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に改める。

第四十八条第四項中「、第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等については、地方自治法施行規則第十二条の二の二十一第一項に規定する方法により地方税共同機構（法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項の規定により同項に規定する特定収納事務の一部の委託を受けた同項に規定する特定金融機関等を含む。）に納付することができる。

第一百七十三条第十三号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第二百八十二条及び第二百八十三条中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

様式第二十二号納入通知書（その一）を次のように改める。

[illegible]

(裏)

御 注 意

●納付方法等

<e L-Q R (地方税統一QRコード)が記載されている納入通知書の場合>

【スマートフォン決済アプリ】納付に対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面のe L-Q Rを読み取ることで、納付することができます。

【e Lお支払サイト】クレジットカードやペイジー(インターネットバンキング等)を利用して納付することができます。

※クレジットカードによる納付は、納入金額に応じた手数料が必要です。

【窓口】納入場所(後述の岡山県指定金融機関等)のほか、e L-Q R対応金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む。)

<e L-Q R (地方税統一QRコード)が記載されていない納入通知書の場合>
【納入場所(岡山県指定金融機関等)】

○岡山県内普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。),信用金庫,中国労働金庫,信用組合,農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗

○岡山県外中国銀行,トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店

○この通知書を発行した県の事務所

○児童保護弁償金,母子・父子・寡婦福祉資金に係る償還金,心身障害者扶養共済掛金,県営住宅使用料,県立学校授業料,県立学校災害共済掛金,高等学校等奨学金返還金,大学奨学金返還金,高等学校貸付奨学金返還金並びに放置違反金及びその延滞金については,岡山県,鳥取県,島根県,広島県及び山口県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付することができます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

令和8年8月14日 岡山県公報 第12828号

様式第二十二号の二納付書（その一）を次のように改める。

(裏)

御 注 意

●納付方法等

<e L-Q R(地方税統一Q Rコード)が記載されている納付書の場合>

【スマートフォン決済アプリ】納付に対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面のe L-Q Rを読み取ることで、納付することができます。

【e Lお支払サイト】クレジットカードやペイジー(インターネットバンキング等)を利用して納付することができます。

※クレジットカードによる納付は、納付金額に応じた手数料が必要です。

【窓口】納付場所(後述の岡山県指定金融機関等)のほか、e L-Q R対応金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む。)

<e L-Q R(地方税統一Q Rコード)が記載されていない納付書の場合>

【納付場所(岡山県指定金融機関等)】

○岡山県内普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。),信用金庫,中国労働金庫,信用組合,農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗

○岡山県外中国銀行,トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店

○児童保護弁償金,母子・父子・寡婦福祉資金に係る償還金,心身障害者扶養共済掛金,県営住宅使用料,県立学校授業料,県立学校災害共済掛金,高等学校等奨学金返還金,大学奨学金返還金,高等学校貸付奨学金返還金並びに放置違反金及びその延滞金については,岡山県,鳥取県,島根県,広島県及び山口県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付することができます。

※Q Rコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

令和8年8月14日 岡山県公報 第12828号

(その1)

郵便はがき

督促状

注意事項

通知 No		年度	年度	業務区分	
				収入区分	
滞納金額			円	会計	繰越
督促指定期限				科目	
請求理由					
課所名 (電話番号)					

様

()

先にあなたに納入をお願いした金額は納期限までに完納されていないので、至急納付してください。なお、この督促状到着までに完納済みのときは、行き違いですから御了承ください。

岡山県収入決定者

(右面を御覧ください。)

延滞金

- 納入する額が2,000円以上のときは、延滞金を納めてください。
- 延滞金の額は、納入する金額(1,000円未満の端数切捨て)に、本来の納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、次に掲げる期間ごとに定める割合を乗じて得た金額(100円未満の端数切捨て)です。
 - ・納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - 年7.25% ただし、延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25%の割合を超える場合には、年7.25%の割合)
 - ・納期限の翌日から1月経過後の期間
 - 年14.5% ただし、延滞金特例基準割合が年7.25%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合
- 延滞金の金額が100円未満のときは、納める必要はありません。

滞納処分

左面の督促指定期限を過ぎてもなお納付されないときは、財産の差押え等滞納処分を執行することがあります。

審査請求

この督促及びこれに関して不服があるときは、その処分等があった日の翌日から3月以内に知事に審査請求をすることができます。

- *納めるときは、必ずこの督促状に納入通知書を添えて提示してください。
- *財産差押え後の納入場所は、差押えをした担当課所に限ります。
- *送金のときは、この督促状を添えて現金書留等で送付してください。

その他不明な点があれば早めに担当課所へお問い合わせください。

(裏)

注 意 事 項

延 滞 金

- 納入する額が2,000円以上のときは、延滞金を納めてください。
- 延滞金の額は、納入する金額（1,000円未満の端数切捨て）に、本来の納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、次に掲げる期間ごとに定める割合を乗じて得た金額（100円未満の端数切捨て）です。
 - ・納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
年7.25% ただし、延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25%の割合を超える場合には、年7.25%の割合）
 - ・納期限の翌日から1月経過後の期間
年14.5% ただし、延滞金特例基準割合が年7.25%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合
- 延滞金の金額が100円未満のときは、納める必要はありません。

滞 納 処 分

表面の督促指定期限を過ぎてもなお納付されないときは、財産の差押え等滞納処分を執行することがあります。

審 査 請 求

この督促及びこれに関して不服があるときは、その処分等があった日の翌日から3月以内に知事に審査請求をすることができます。

- * 納めるときは、必ずこの督促状に納入通知書を添えて提示してください。
- * 財産差押え後の納入場所は、差押えをした担当課所に限ります。
- * 送金のときは、この督促状を添えて現金書留等で送付してください。

その他不明な点があれば早めに担当課所へお問い合わせください。

備考 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定により督促する場合に使用すること。

附 則
この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

◎岡山県告示第三百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、同項に規定する特定歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を次のとおり地方税共同機構に行わせることとする。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定歳入等

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の第二十一第一項に規定する方法により納付されるもの

二 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとする日
令和八年九月二十四日

附 則

この告示は、令和八年九月二十四日から施行する。

〔三六三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品等の名称及び数量

岡山県民局等の庁舎で使用する電気

使用予定電力量 八、九四〇、〇〇〇キロワット時

二 納入期間

令和八年十月一日から令和十一年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県民生活部県民生活課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年八月三日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社イーセル

広島県広島市西区井口五丁目六番四号

六 落札金額

二二一、五一九、一二九円（うち消費税額及び地方消費税の額二〇、一三八、一〇二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和八年六月十二日

〔三六四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス早島店

所在地 都窪郡早島町前潟字四ノ割二七〇番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和九年三月三十日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百一平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 四十五台

(2) 駐輪場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和八年七月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び早島町企画総務部企画課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔三六五〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和八年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 実技試験を実施する免許職種

木工科

2 学科試験（指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）及び関連学科）を実施する免許職種

木工科及び建築科

3 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、木工科及び建築科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
木工科	木製品製作	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) 製図（現図画法 読図法） (2) 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法） (3) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 (1) 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算） (2) 塗装法（塗装機器 塗装法） (3) 材料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）
建築科		一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) 建築工学（構造力学 建築構造 建築施工 測量建築製図 関係法規） (2) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 (1) 建築設計（建築設計 設備設計 建築計画） (2) 施工法（建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算）

		(3) 材料（建築用材料）
職種	一 3 の免許	指導方法

三 受験資格

1 一の免許職種ごとに、次に該当する者は、試験を受けることができる。

(1) 木工科

法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者

(2) 建築科

法第三十条第三項の規定による受験資格を有し、規則第四十六条の規定により、免許職種に関し、実技試験の全部が免除になる者

(3) 一 3 の免許職種

法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者であつて、規則第四十六条の規定により、免許職種に関し、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除になる者

2 1 にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役及び旧刑法第十三条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に処せられた者

(2) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

五 試験の日時

1 学科試験

(1) 指導方法

令和八年十月二十日（火曜日）午前十一時から正午まで

(2) 関連学科

令和八年十月二十日（火曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 実技試験

令和八年十月二十四日（土曜日）午前九時から午後四時まで

六 試験場所

1 学科試験

岡山県庁分庁舎共用会議室五〇七（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

2 実技試験

岡山県立北部高等技術専門校（津山市川崎九五三番地）

七 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル

ル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県産業労働部労働雇用政策課

3 申請書類の提出方法及び受付期間

申請書類の提出は、郵送（簡易書留）によることとし、令和八年八月十四日（金曜日）から同年九月十七日（木曜日）（同日の消印があるものまで有効とする。）まで受け付ける。

4 受験手数料

次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める額の手数を収納専用窓口で納付すること。

実技試験 一万五千八百円

学科試験 三千百円

八 合否判定の基準

1 実技試験、学科試験の指導方法並びに学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。

3 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

4 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

九 合格発表の方法

令和八年十一月五日（木曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

十 その他

1 その他注意事項等については、「令和八年度職業訓練指導員試験受験案内」（以下「受験案内」という。）を参照すること。

2 受験案内及び受験申請書様式は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードできる。なお、受験案内及び受験申請書様式の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百八十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。

3 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六―二二六―七三八七）に問い合わせること。

〔三六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。
令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員	
小原土地改良区		退任役員	就任役員
		氏名	氏名
		住所	
谷口 義政	神棒 昇	久米郡美咲町小原一三九七	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	二七一―三	
	〃	監事	理事の別

〔三六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。
令和八年八月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所		理 事 監 事	
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名			理 事	理 事 監 事
岸 野 氏 榮 治	岸 野 氏 榮 治	小田郡矢掛町里山田一七八三―一	理 事	〃	〃	〃	〃
齋 木 功 司	齋 木 功 司	〃 〃 〃 一三三三―二	理 事	〃	〃	〃	〃
池 田 政 夫	池 田 政 夫	〃 〃 〃 一九六六―三	理 事	〃	〃	〃	〃
浅 野 健 一	浅 野 健 一	〃 〃 〃 一二二一	理 事	〃	〃	〃	〃
池 田 道 孝	藤 井 善 友	〃 〃 〃 一五九〇	理 事	〃	〃	〃	〃
神 田 彰 文	神 田 彰 文	〃 〃 〃 一四四一	理 事	〃	〃	〃	〃
成 石 康 雄	成 石 康 雄	〃 〃 〃 一八一三	理 事	〃	〃	〃	〃
三 宅 保	三 宅 保	〃 〃 〃 二二八七	理 事	〃	〃	〃	〃
大 森 巧	大 森 巧	〃 〃 〃 二三八六	理 事	〃	〃	〃	〃
渡 邊 卓 司	渡 邊 卓 司	〃 〃 〃 五七七	監 事	〃	〃	〃	〃
藤 井 秀 亮	藤 井 秀 亮	〃 〃 〃 三五〇	監 事	〃	〃	〃	〃
山 野 豊 久	山 野 豊 久	〃 〃 〃 一五四八	監 事	〃	〃	〃	〃
山 野 豊 久	山 野 豊 久	小田五五六七―一	監 事	〃	〃	〃	〃

令和8年8月14日 岡山県公報 第12828号

〔三六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年八月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 認可年月日

令和八年八月五日

〔三六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

北七区支線1号	（小規模土地改良事業（かんがい排水））
錦西4番川樋門	（非補助土地改良事業（かんがい排水））
妹尾川北沿川東樋門	（
都新川3番川南樋門	）
西七区支線121号の1	（
北七区支線41号	）
5号堅丘3交差樋門	（
宗津西町9番川	）
広川1号樋門	（
縦覧に供する書類	）

三

土地改良区定款

事業計画書

四

縦覧の期間

令和八年八月十四日から同年九月四日まで

五

縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苫田郡鏡野町円宗寺字地の神三二番一、三八番一、三八番二、三八番三、四五二番の一部、竹田字前田一〇九番一、一一〇番一、一一三番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

苫田郡鏡野町寺元三六五番地

鏡野町国民健康保険病院

代表者 瀬島 栄史

三 許可年月日及び許可番号

令和八年四月十五日岡山県指令建指第一六号

〔三七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苫田郡鏡野町円宗寺字地の神三二番一、三八番一、三八番二、三八番三、四五二番の一部、竹田字前田一〇九番一、一一〇番一、一一三番一

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

苫田郡鏡野町寺元三六五番地

鏡野町国民健康保険病院

代表者 瀬島 栄史

五 許可年月日及び許可番号

令和八年四月十五日岡山県指令建指第一六号

◎岡山県公安委員会規則第十号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年八月十四日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第一号中「高速自動車国道の本線車道（令第二十七条の二に規定する本線車道を除く。）にあつては百キロメートル毎時を、その他の道路にあつては六十キロメートル毎時」を「令第十一条又は第二十七条に規定する速度」に改める。

別表第三の五の項ハ中「笠岡市カブト南町一二番一地」を「笠岡市西大島新田二丁目六〇二番九地」に改め、同ハの次に次のように加える。

	ニ 倉敷市玉島阿賀崎二六二三番一地先から浅口市金光町佐方二四五九番一地先に至る間
--	--

別表第三の九の項ハ中「総社市総社一七七二番四地」を「総社市小寺三八四番一地」に改め、同項ニ中「岡山市北区櫛津六五〇番一地」を「岡山市北区松尾七八七番一地」に改め、同表の四十五の三の項中「岡山市北区三和一〇〇〇番四七地」を「岡山市北区三和一〇〇〇番一二地」に改め、同表の四十五の十二の項の次に次の四項を加える。

四十五の十三 原・浅川線	岡山市東区櫛原八〇〇番地先から岡山市東区浅川三一五番地先に至る間
四十五の十四 原一九号線	岡山市東区矢井一三番一地先から岡山市東区櫛原三六一番地先に至る間
四十五の十五 田三号線	岡山市南区藤田一四一八番地先から岡山市南区藤田一四四四番三〇地先に至る間
四十五の十六 田二五号線	岡山市南区藤田一四四四番三〇地先から岡山市南区藤田一四二五番地先に至る間

別表第三の五十七の十五の項を次のように改める。

五十七の十五 福江線	イ 倉敷市林二一九一番三地先から倉敷市林二〇七五番一〇地先に至る間 ロ 倉敷市福江二一五番九地先から倉敷市福江一一一番一地先に至る間
---------------	---

別表第三中五十七の十七の項を五十七の十八の項とし、五十七の十六の項を五十七の十七の項とし、五十七の十五の項の次に次の一項を加える。

五十七の十六 江東塚線	倉敷市福江一一一番一地先から倉敷市林二〇七六番一地先に至る間
----------------	--------------------------------

別表第三中六十二の九十四の項を六十二の九十五の項とし、六十二の九十の項から六十二の九十三の項までを一項ずつ繰り下げ、六十二の八十九の項の次に次の一項を加える。

六十二の九十 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路四の四(三)	倉敷市玉島乙島八二六三番一地先から倉敷市玉島 乙島八二六三番一地先に至る間
---	--

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。